

廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮について

平成 19 年 11 月 30 日 第 35 回大阪府環境審議会に諮問、答申

- ・「廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮について」諮問
- ・「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第八条に規定されている所有者等が判明しない場合において、廃自動車と認定することが困難なときの処分期間について、公示の日からの経過期間を「六月」から「三月」に短縮することとする改正案を適当と認めます。」答申

平成 19 年 12 月 7 日～20 年 1 月 6 日 パブリックコメントの実施

- ・意見なし

平成 20 年 2 月議会

「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例の一部を改正する条例(案)」
上程

- ・平成 20 年 3 月 25 日 可決

平成 20 年 3 月 28 日 公布

大阪府条例第二十一号

「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例の一部を改正する条例」

平成 20 年 7 月 1 日 改正条例施行期日

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例新旧対照表～裏面参照

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例 第一条（第七条（略）） （処分） 第八条 知事は、前条第一項の規定により放置自動車を廃自動車と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。</p> <p>2 知事は、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、前条第一項の規定により当該放置自動車を廃自動車と認定することが困難なときは、当該放置自動車に係る次の各号に掲げる事項を公示するものとする。</p> <p>一 第四条第一項の規定による警告書のはり付けの日</p> <p>二 放置されている場所（第五条第一項の規定により知事が保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）</p> <p>三 車名、塗色、種別及び道路運送車両法第九条に規定する自動車登録番号又は同法第六十条第一項に規定する車両番号のうち判明しているもの</p> <p>四 公示の日以後の取扱い</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 知事は、前項の規定による公示の日から<u>三月</u>を経過した日以後に当該放置自動車の処分を行うことができる。</p> <p>第九条（第十一条（略）） 附則 （施行期日） 1 この条例は、平成二十年七月一日から施行する。 （適用区分） 2 改正後の大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第八条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第二項の規定によりされた公示に係る放置自動車の処分について適用し、同日前に改正前的大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第八条第二項の規定によりされた公示に係る放置自動車の処分については、なお従前の例による。</p>	<p>大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例 第一条（第七条（略）） （処分） 第八条 知事は、前条第一項の規定により放置自動車を廃自動車と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。</p> <p>2 知事は、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、前条第一項の規定により当該放置自動車を廃自動車と認定することが困難なときは、当該放置自動車に係る次の各号に掲げる事項を公示するものとする。</p> <p>一 第四条第一項の規定による警告書のはり付けの日</p> <p>二 放置されている場所（第五条第一項の規定により知事が保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）</p> <p>三 車名、塗色、種別及び道路運送車両法第九条に規定する自動車登録番号又は同法第六十条第一項に規定する車両番号のうち判明しているもの</p> <p>四 公示の日以後の取扱い</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 知事は、前項の規定による公示の日から<u>六月</u>を経過した日以後に当該放置自動車の処分を行うことができる。</p> <p>第九条（第十一条及（略））</p>